○国土交通省告示第六百六十九号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十三年六月二十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

証書番号	証書の交付日	船番	船舶番号	船名
2046	平成1. 5. 26	128591	第三十三日東丸	
4600	11. 3. 16	125982	第八幸栄丸	
5326	12. 3. 15	126597	第六十八栄久丸	
A0318113	15. 2. 4	135506	八州丸	
A08111404	20. 5. 19	122310	第二十八大勝丸	
A10111319	22. 9. 8	130554	第二十五菊栄丸	
A10131069	22. 10. 13	130231	ちどり	

○関東地方整備局告示第二百九十九号

那珂川水系に係る指定区間外の一級河川那珂川について、昭和四十五年四月二十二日付けで告示された建設省告示第六百九十七号を次のように改める。

平成二十三年六月二十三日

関東地方整備局長　下保　修

関係図面のうち、第六号図及び第七号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和三十八年七月五日付け茨城県告示第七百六十七号に係る土地の区域のうち、次の図面の黄色で着色された部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○北海道開発局告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年六月二十三日

北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・四・三〇二号大野市街通

三　事業施行期間　自平成二十三年六月二十三日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　北海道北斗市本郷、本町一丁目、本町二丁目及び本町地内

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第六十八号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する同法第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年六月二十三日

北海道開発局長　高松　泰

一　登録建築物調査機関の名称

財団法人北海道建築指導センター

二　住所

北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地

三　代表者名

理事長　辻　博司

四　登録年月日

平成二十三年六月七日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

財団法人北海道建築指導センター　北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地

国会事項

衆議院

答弁書受領

六月二十一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎提出住宅用火災警報器の普及に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎提出ＧＰＳ波浪計の活用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出東日本大震災発生後の政府の対応についての内閣総理大臣の認識並びに自身の出処進退についての発言の真意等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員高橋千鶴子提出教職員の労働時間管理に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿澤未途提出介護報酬の地域係数に乗ずる人件費比率と地域区分の考え方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出東日本大震災による遺産相続放棄問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出ロシア副首相による日ロ平和条約不要論に対する政府の見解に関する質問に対する答弁書

報告書及び文書受領

六月二十一日内閣から次の報告書及び文書を受領した。

男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十二年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告

男女共同参画社会基本法第十二条第二項の規定に基づく「平成二十三年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書

会議

六月二十二日（水曜日）　午後一時　本会議

参議院

議事日程

六月二十二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十五号

平成二十三年六月二十二日（水曜日）

午前十時開議

第一　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　総合特別区域法案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出

六月二十一日議員から次の議案が提出された。

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（佐藤正久外九名発議）（参第九号）

議案送付（予備審査）

六月二十一日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（林芳正外七名発議）

国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案（林芳正外七名発議）

答弁書受領

六月二十一日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員横山信一提出特定健康診査等の実施率に関する質問に対する答弁書（第一九六号）

報告書提出

六月二十一日委員長から次の報告書を提出した。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第八三号）審査報告書

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第八二号）審査報告書

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第七三号）審査報告書

総合特別区域法案（閣法第二七号）審査報告書